

○中村学園大学大学院科目等履修生受入れ内規

平成10年10月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学大学院(以下「本学」という。)学則第53条に基づく科目等履修生に関する事項については、この内規の定めるところによる。

(資格)

第2条 科目等履修生として本学に在学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は修了見込みの者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者又は授与見込みの者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと本大学院研究科で認められた者
- (6) 本大学院研究科の個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者又は22歳に達する者

(履修の制限)

第3条 本学で履修できる授業科目は、別に定める科目について年間10単位以内とする。

ただし、本学の都合により受講科目を制限することがある。

(出願)

第4条 履修を志願する者は、別に定める書類を所定の期日までに提出しなければならない。

(履修の許可)

第5条 履修は、研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(納付金)

第6条 履修を許可された者は、所定の履修登録料及び科目等履修料を指定された期間内に納めなければならない。

- 2 履修登録料及び科目等履修料については、別途定める。
- 3 既納の履修登録料及び科目等履修料は、事由の如何を問わず返還しない。

(単位の認定)

第7条 履修した科目の試験に合格した場合は単位を認定し、成績証明書を交付する。

2 試験、単位認定等は学内規定に準じて行う。

(履修許可の取消し)

第8条 次のいずれかに該当するときは、科目等履修生の履修許可を取り消されることがある。

(1) 所定の期日までに履修登録料及び科目等履修料を納入しない者

(2) 科目等履修生としてふさわしくない行為が認められる者

(準用)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要なものは別に定める本学の規程等を準用する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度科目等履修生から適用する。